

# 有効利用評価方針案の概要

---

令和4年7月  
電波監理審議会

# 有効利用評価方針（案）概要

## 評価の方法等

### (1)電気通信業務用基地局に係る評価

評価事項	人口カバー率、技術導入状況等	その他(インフラシェアリングの取組等)
評価方法	<u>周波数帯ごとの実績評価</u> 及び <u>進捗評価</u> (定量的・定性的)。	<u>複数の周波数を横断した</u> 総合的に勘案した <u>定性的な評価</u> 。

周波数帯	認定が満了した周波数帯等	認定の有効期間中の周波数帯
実績評価	i 基地局の数 ii 人口カバー率 iii 面積カバー率 iv 通信量 v 技術導入状況 vi 総合的な評価	i カバレッジ (基地局の数、人口カバー率、面積カバー率) ii 技術導入状況 iii 総合的な評価
進捗評価	前年度比	開設計画比

※ 複数の周波数を横断した定性的な評価基準も定めるとともに、免許人ごとに各評価を踏まえた総合的な所見を述べる。

### (2)電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価

評価する無線局	公共業務用無線局	その他無線局
評価方法	需要が顕在化している周波数約 <u>1,200MHz幅を踏まえた、電波の利用の停止、周波数移行・共用の対応の状況</u> やデジタル化に向けた対応の状況等を定性的に評価。	無線局の数の増減、通信頻度、周波数の移行やデジタル化の状況等を定性的に評価※。

※重点調査対象システムは実測による発射状況等を踏まえて評価

### (3)その他

- 免許人等に対し、評価に必要なヒアリング等を行う。
- 評価に関する事項に関し、必要に応じて勧告を行う。
- 各周波数帯の利用実態に係る評価に必要な調査・評価結果等を踏まえ、電波の特性に応じた電波利用の需要や利用実態の変化、技術進展等に合わせて、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行う。

## 認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価 (定量評価)

評価事項	実績評価 (別紙1関係)	進捗評価 (別紙2関係)
① 電気通信業務用基地局の数	絶対評価	①～③を踏まえた 総合的な評価 (前年度比)
② 人口カバー率	絶対評価	
③ 面積カバー率	相対評価	
④ 無線局の行う無線通信の通信量	絶対評価	前年度比
⑤ 技術導入状況	絶対評価	前年度比
<b>総合的な評価</b>	絶対評価 (③を除く)	

## 認定の有効期間中の周波数帯の評価 (定量評価)

評価事項	実績評価 (別紙3関係)	進捗評価 (別紙4関係)
① 電気通信業務用基地局の数	①～③を踏まえた 総合的な相対評価	①・②を踏まえた 総合的な評価 (開設計画比)
② 人口カバー率		
③ 面積カバー率		なし
④ 5G高度特定基地局の数	④・⑤を踏まえた 総合的な相対評価	④・⑤を踏まえた 総合的な評価 (開設計画比)
⑤ 5G基盤展開率		
⑥ 技術導入状況	絶対評価	前年度比
<b>総合的な評価</b>	絶対評価 (④・⑤を除く)	

…令和4年度評価から追加する基準

…令和4年度評価から変更する基準

## 複数周波数を横断した評価 (定性評価) 別紙5関係

- ① 総務省令に規定する事項に対する評価
- ② 総合的な評価

（別紙1）1 電気通信業務用基地局の数

SS	S	A	B	C	D	備考
-	-	-	認定計画値以上である。	-	B評価に該当しない場合。 (認定計画値未満である。)	800MHz帯及び2GHz帯を除く。

（別紙1）2 人口カバー率

※ 評価基準における人口カバー率は、評価区域におけるメッシュ内の人口の合計に対する、メッシュ（通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の2分の1を超えるものに限る。）内の人口の合計の割合をいう。  
 なお、通信が可能となる区域か否かの判断は各事業者が行う。

	SS	S	A	B	C	D	参考
							<b>開設指針における絶対審査基準</b>
700MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満	総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の(市町村)人口カバー率が全て80%以上（平成31年度末）
800MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満	-
900MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満	総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の(市町村)人口カバー率が全て80%以上（平成30年度末）
1.5GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満	各総合通信局の管轄区域内の特定基地局の(市町村)人口カバー率が全て50%以上（平成26年度末）
1.7GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満	○H18開設指針 東名阪各総合通信局の管轄区域内の(市町村)人口カバー率が全て50%以上 ○H21開設指針 各総合通信局の管轄区域内の特定基地局の(市町村)人口カバー率が全て50%以上
2GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満	-
2.5GHz BWA	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満	総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の(市町村)人口カバー率が全て50%以上（平成24年度末） 総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率が全て50%以上（平成29年度末）
3.5GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満	総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率が全て50%以上（平成30年度末）

（別紙1）3 面積カバー率

SS	S	A	B	C	D
-	周波数帯平均値の110%以上である。	周波数帯平均値の90%以上110%未満である。	周波数帯平均値の70%以上90%未満である。	周波数帯平均値の70%未満である。	-

（別紙1）4 無線局の行う無線通信の通信量

SS	S	A	B	C	D	備考
-	-	-	評価区域内の全ての都道府県において、毎日トラヒックがある。	-	B評価に該当しない場合。 (評価区域内のいずれかの都道府県において、1日の間トラヒックがない。)	

（別紙1）5 技術導入状況

SS	S	A	B	C	D	備考
-	-	-	評価区域内の全ての都道府県において、CA、MIMO若しくはQAMのいずれか又はそれらの代替技術を導入し、電波を能率的に利用している。	-	B評価に該当しない場合。 (評価区域内のいずれかの都道府県において、ア又はイの場合である。 ア CA、MIMO若しくはQAMのいずれか又はそれらの代替技術を導入しているが、電波を能率的に利用していない。 イ CA、MIMO、QAM及びそれらの代替技術のいずれも導入していない。)	

（別紙1）6 総合的な評価

S	A	B	C	D
2(人口カバー率)の評価がSS又はSである。	2(人口カバー率)の評価がAである。	2(人口カバー率)の評価がBである。	2(人口カバー率)の評価がCである。	1(基地局の数)、2(人口カバー率)、4(通信量)又は5(技術導入状況)のいずれかの評価がDである。

（別紙2） 1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率

評価項目	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	前年度実績値 + 3,000局超	前年度実績値 ± 3,000局以内	前年度実績値 - 5,000局以上 前年度実績値 - 3,000局未満	前年度実績値 - 5,000局未満
(2) 人口カバー率	前年度実績値 + 1%超	前年度実績値 ± 1%以内	前年度実績値 - 5%以上 前年度実績値 - 1%未満	前年度実績値 - 5%未満
(3) 面積カバー率	前年度実績値 + 1%超	前年度実績値 ± 1%以内	前年度実績値 - 5%以上 前年度実績値 - 1%未満	前年度実績値 - 5%未満
(4) 総合的な評価	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (1)、(2)又は(3)の評価のうちいずれかがSである。 イ (1)、(2)及び(3)の評価がいずれもA以上である。	前年度実績値を維持しているとして、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもAである。	前年度実績値を大きく下回っているとして、ア及びイを満たしている ア (1)、(2)又は(3)の評価のうちいずれかがBである。 イ (1)、(2)及び(3)の評価がいずれもB以上である。	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、(1)、(2)又は(3)の評価のいずれかがCである。

（別紙2） 2 無線局の行う無線通信の通信量

S	A	B	C
-	-	帯域別トラフィック総量が前年度実績値以上である。	帯域別トラフィック総量が前年度実績値未満である。

（別紙2） 3 技術導入状況

S	A	B	C
前年度実績値を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO若しくはMassive MIMO又は(ウ)256QAMのうち1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値 + 10%を超えている。 イ (ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO及び(ウ)256QAMのいずれも、技術導入状況が前年度実績値 - 10%以上である。	前年度実績値と同等程度であるとして、(ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO及び(ウ)256QAMのいずれも、技術導入状況が前年度実績値 ± 10%以内である。	前年度実績値を大きく下回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO若しくはMassive MIMO又は(ウ)256QAMのうち1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値 - 10%未満である。 イ (ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO及び(ウ)256QAMのいずれも、技術導入状況が前年度実績値 - 30%以上である。	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、(ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO若しくはMassive MIMO又は(ウ)256QAMのうち1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値 - 30%未満である。

（別紙3） 1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率

S	A	B	C
<p>周波数帯の平均的な電波の利用状況を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。</p> <p>ア 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のうち複数が、周波数帯平均値の110%を超えている。</p> <p>イ 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のいずれも、周波数帯平均値の90%以上である。</p>	<p>周波数帯の平均的な電波の利用状況と同等程度であるとして、以下の条件を複数満たしている、又は、条件の範囲を上回っているものと条件の範囲を下回っているものがある。</p> <p>ア 電気通信業務用基地局の数、電気通信業務用基地局の数に係る周波数帯平均値の90%以上110%以下である。</p> <p>イ 人口カバー率が、人口カバー率に係る周波数帯平均値の90%以上110%以下である。ただし、人口カバー率に係る周波数帯平均値の110%にあたる人口カバー率が100%を超える場合は、周波数帯平均値±（100%－周波数帯平均値）以内とする。</p> <p>ウ 面積カバー率が、周波数帯平均値の90%以上110%以下である。</p>	<p>周波数帯の平均的な電波の利用状況を大きく下回っているとして、以下の条件を複数満たしている。</p> <p>ア 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率又は面積カバー率のうち複数、周波数帯平均値の70%以上かつAの条件の範囲を下回っている。</p> <p>イ 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のいずれも、周波数帯平均値の110%以下である。</p> <p>ウ 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のうち、1つがAの条件の範囲を満たしており、1つ以上が周波数帯平均値の70%未満である。</p>	<p>周波数帯の平均的な電波の利用状況を非常に大きく下回っているとして、ア及びイを満たしている。</p> <p>ア 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のうち複数、周波数帯平均値の70%未満である。</p> <p>イ 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のいずれも、Aの条件の範囲を下回っている。</p>

（別紙3） 2 5G高度特定基地局の数及び5G基盤展開率

S	A	B	C
<p>周波数帯の平均的な電波の利用状況を大きく上回っているとして、5G高度特定基地局の数及び5G基盤展開率のいずれも、それぞれ周波数帯平均値の110%を超えている。</p>	<p>周波数帯の平均的な電波の利用状況と同等程度であるとして、ア又はイのいずれかを満たしている。</p> <p>ア 5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率のいずれも、周波数帯平均値の90%以上110%以下である。ただし、5G基盤展開率に係る周波数帯平均値の110%にあたる5G基盤展開率が100%を超える場合は、周波数帯平均値±（100%－周波数帯平均値）以内とする。</p> <p>イ 5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率のうち、一方が周波数帯平均値の110%を超えており、他方が周波数帯平均値の110%以下である。</p>	<p>周波数帯の平均的な電波の利用状況を大きく下回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。</p> <p>ア 5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率のうち、一方がAの条件の範囲を満たしており、他方がAの条件の範囲を下回っている。</p> <p>イ 5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率のいずれもAの条件の範囲を下回っており、かつ1つ以上が70%以上である。</p>	<p>各周波数帯の平均的な電波の利用状況を非常に大きく下回っているとして、5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率のいずれも、5G用周波数帯平均値の70%未満である。</p>

（別紙3） 3 技術導入状況

	S	A	B	C
(1) 5 G 用周波数帯以外の周波数帯	以下のうち複数の技術の導入率が50%を超えている。 ア CA イ 4/8MIMO (Massive MIMOを含む) ウ 256QAM	以下のうち複数の技術が導入されている。 ア CA イ 2/4/8MIMO (Massive MIMOを含む) ウ 256QAM又はUL64QAM	以下のうち1つの技術が導入されている。 ア CA イ 2/4/8MIMO (Massive MIMOを含む) ウ 256QAM又はUL64QAM	以下のうちいずれの技術も導入されていない。 ア CA イ 2/4/8MIMO (Massive MIMOを含む) ウ 256QAM又はUL64QAM
(2) 5 G 用周波数帯	以下のうち複数の技術の導入率が50%を超えている。 ア CA イ 4/8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM	以下のうち複数の技術が導入されている。 ア CA イ 4/8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM	以下のうち1つの技術が導入されている。 ア CA イ 4/8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM	以下のうちいずれの技術も導入されていない。 ア CA イ 4/8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM

（別紙3） 4 総合的な評価

S	A	B	C
1 (電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率)及び3 (技術導入状況)の評価のうち一方がSであり、他方がA又はSである。	1 (電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率)及び3 (技術導入状況)の評価のいずれもAである。	1 (電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率)及び3 (技術導入状況)の評価のうち一方がBであり、他方がB、A又はSである。	1 (電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率)又は3 (技術導入状況)の評価のうちいずれかがCである。



（別紙4） 1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率（5G用周波数帯以外の周波数帯）

周波数帯	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	計画値+3,000局超	計画値以上 計画値+3,000局以内	計画値-3,000局以上計画値未滿	計画値-3,000局未滿
(2) 人口カバー率	計画値+1%超	計画値以上 計画値+1%以内	計画値-1%以上 計画値未滿	計画値-1%未滿
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、開設計画値を大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方がSであり、他方がA又はSである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のいずれもAである。	認定された開設計画を概ね適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方がBであり、他方がB、A又はSである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)又は(2)の評価のいずれかがCである。

（別紙4） 2 電気通信業務用基地局の数（5G用周波数帯）

周波数帯	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数(屋外)	計画値+3,000局超	計画値以上 計画値+3,000局以内	計画値-3,000局以上 計画値未滿	計画値-3,000局未滿
(2) 電気通信業務用基地局の数(屋内)	計画値+3,000局超	計画値以上 計画値+3,000局以内	計画値-3,000局以上計画値未滿	計画値-3,000局未滿
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、開設計画値を大きく上回っているとして、(1)及び(2)のうち一方がSであり、他方がA又はSである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)のいずれもAである。	認定された開設計画を概ね適切に実施しているとして、(1)及び(2)のうち一方がBであり、他方がB、A又はSである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)のうちいずれかがCである。

（別紙4） 3 5G高度特定基地局の数及び5G基盤展開率（5G用周波数帯）

周波数帯	S	A	B	C
(1) 5G高度特定基地局の数	計画値+1,000局超	計画値以上 計画値+1,000局以内	計画値-1,000局以上計画値未滿	計画値-1,000局未滿
(2) 5G基盤展開率	計画値+1%超	計画値以上 計画値+1%以内	計画値-1%以上 計画値未滿	計画値-1%未滿
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、開設計画値を大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方がSであり、他方がA又はSである	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のいずれもAである。	認定された開設計画を概ね適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方がBであり、他方がB、A又はSである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがCである。

（別紙4） 4 技術導入状況

別紙2 3(技術導入状況)の基準を準用する。

※ 開設計画の履行に当たり、特に考慮すべき事情がある場合は、未評価として「R」とする。

## （別紙5） 1 総務省令に規定する事項

評価	評価の基準
a	電波の有効利用又は適切な電波利用が行われている。
b	電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われている。
c	電波の有効利用又は適切な電波利用があまり行われていない。
d	電波の有効利用又は適切な電波利用が行われていない。

## （別紙5） 2 総合的な評価

評価	評価の基準
a	電波の有効利用又は適切な電波利用が行われている。
b	電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われている。
c	電波の有効利用又は適切な電波利用があまり行われていない。
d	電波の有効利用又は適切な電波利用が行われていない。